

入札公告

次のとおり使用済み単回使用医療機器売却処分を一般競争入札に付します。

令和7年3月3日

愛知県がんセンター
病院長 山本 一仁

1 入札に付する物件

(1) 物件の名称及び予定数量

使用済み単回使用医療機器 全体で 1,170 個

詳細は別に定める内訳書のとおり

なお、予定数量は見込みであり実際の売払い数量を保証するものではありません。

(2) 回収期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 引渡し場所

愛知県がんセンター

名古屋市千種区鹿子殿1番1号

(4) 入札方法等

上記(1)の物件について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県病院事業庁が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) この公告の日から過去5年間に200床以上の国公立及び公的医療機関において使用済み単回使用医療機器の買受実績を有すること。
- (5) 開札時まで、物品の製造等の契約に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和6年4月から令和8年3月）の大分類「02. 買受け」、中分類「01 不用品買受」、に登録されていること。

3 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛知県がんセンター運用部管理課経理・施設グループ

名古屋市千種区鹿子殿1番1号（郵便番号464-8681）

電話（052）762-6111 内線2223

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年3月7日（金）までの、午前9時から午後5時までの間に随時交付します。（ただし、土・日・祝日を除く。）

(3) 入札書の提出日時及び場所

令和7年3月12日（水）午前9時から3月13日（木）午後5時まで

提出場所は（1）に同じ

(4) 開札の日時及び場所

令和7年3月14日（金）午前10時

愛知県がんセンター運用部管理課

開札結果は電子メールにて行います。

(5) 問合せ先

愛知県がんセンター運用部管理課経理・施設グループ

名古屋市千種区鹿子殿1番1号（郵便番号464-8681）

電話（052）762-6111 内線2223

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積単価に予定数量を乗じた金額の総額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。）第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第144条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第142条（入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加する者は、上記2の資格を有することを証明する書類を令和7年3月7日（金）午後5時までに、上記3（1）の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができるものと認められた者に限り、参加を認めるものとします。

(6) 落札者の決定方法

予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 調達の内容

本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。

(8) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。